

## 検討委員会の開催予定と協議内容

令和5年度は全3回の開催を予定しております。

第1回多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会（本日）	
協議内容と獲得目標	条例の <u>方向性</u> について協議し、意見を決定する。

方向性とは…

条例の目的のほか、基本理念、関係する主体の役割・責務、基本的施策などの条例の構成と、条例を構成する各項目に規定していく内容の大まかなイメージまでを「条例の方向性」とします。



第2回多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会（令和5年11月下旬頃）	
協議内容と獲得目標	条例の <u>骨子案</u> について協議し、骨子案についての意見を決定する。

骨子案とは…

目的、基本理念、関係する主体の役割・責務、基本的施策等の条例の構成を骨格として固め、各項目に規定する事項の要点を明らかにしたものを「骨子案」とします。



第3回多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会（令和6年1月中旬頃）	
協議内容と獲得目標	条例の <u>要旨</u> について協議し、意見を決定する。

条例の要旨とは…

骨子案への意見等を踏まえ、条例に規定する具体的な事項を記載した、素案作成の要素となるものを条例の「要旨」とします。



多摩市において素案を決定後、令和6年4月にパブリックコメントを実施予定